

帯広市告示第205号

下記の者の書類を、介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 143 条の規定により準用する
地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の2の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は、帯広市市民福祉部福祉支援室介護高齢福祉課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月10日

帯広市長 上 野 庸 介



送達を受けるべき者	大熊 利美
送達をすべき書類	地方自治法第 231 条及び帯広市介護保険条例第 11 条の規定による書類

(注意)

この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日
を経過したときに、送達があったものとみなされます。

地方自治法第231条及び帯広市介護保険条例第11条の規定による書類

送達を受けるべき者
大熊 利美